

バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745）に規定する検査実施者要件等 に関する解釈について

平成 28 年 4 月 22 日
高圧ガス保安協会
液化石油ガス部

1. 解釈に関する質問

バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745（2015））の「1.3.4 検査実施者及び評価者」に規定する「バルク貯槽の告示検査について必要な専門知識及び技能」（以下「専門知識等」という。）の解釈について

2. 主旨等

バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745）は、経済産業省委託事業「バルク貯槽 20 年検査体制導入整備調査研究」（平成 21 年度～平成 24 年度）を受託して、現行法令の遵守及び既存の技術による対応を前提として作成した「バルク貯槽の告示検査等手順書（案）」を平成 25 年 3 月 7 日に開催された第 1 回産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会で決定した方針に従い、平成 26 年 2 月 19 日に KHK 基準として制定したものである。

当該基準においては、検査実施者に対して、告示検査に関する専門知識、技能及び実務経験を有することとし、さらに、非破壊検査の実施者に関しては、告示検査に関する専門知識、技能及び実務経験に加えて非破壊検査資格を有することとした。

今般、KHKS0745 に規定する専門知識等を習得するための講習制度が創設されたことを受けて、当該講習制度が上記の基準を満足するものかどうかについての解釈を検討するものである。

3. 講習内容等

別紙参照